

○松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例

(平成3年3月22日条例第11号)

改正 平成4年3月18日条例第9号 平成7年12月26日条例第26号
平成9年12月18日条例第20号 平成13年10月24日条例第14号
平成14年3月18日条例第5号 平成16年6月25日条例第11号
平成18年8月7日条例第23号 平成24年3月28日条例第2号
平成26年3月19日条例第2号 平成29年3月15日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、すぐれた自然環境を保護するとともにその利用増進を図り、もって地域活性化並びに、住民の保健及び休養に資するため、松田町寄ふれあい農林体験施設(以下「体験施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松田町寄ふれあい農林体験施設	松田町寄字 81 番内

(管理の代行)

第3条 町長は、体験施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に体験施設の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に体験施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 体験施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) 農産物等の加工、販売及び展示に関する業務
- (5) 料理及び飲食その他のサービスの提供に関する業務
- (6) その他設置目的達成のために必要な業務
- (7) その他町長が定める業務

(施設)

第4条 体験施設に設置する施設は、次の各号のとおりとする。

- (1) ドッグラン場
- (2) 体験実習館
- (3) 駐車場

(使用の承認)

第5条 前条に定める施設を会議、集会、催事、撮影等に使用する者(以下「使用者」という。)は町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。
(行為の禁止)

第6条 体験施設においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をすること。
- (6) 許可なく広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) その他公共の秩序、衛生、風紀に障害となる行為をすること。

(使用の拒否)

第7条 町長は、体験施設における秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれのある者に対して体験施設の使用を拒むことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、施設又は設備を損傷し若しくはき損したときは、町長の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 使用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届出、その指示を受けなければならない。

(賠償の責任)

第9条 体験施設において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び車両相互の接触、盗難等町長の責によらないで生じた損害については、町長は当該損害の責任を負わない。

(利用料金)

第10条 体験施設を利用する者は、次の各号に掲げる利用料金を町長に納付しなければならない。ただし、第3条第1項の規定により、体験施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、体験施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(1) 第4条第1号及び第3号に規定する施設を利用する場合は、別表第1及び別表第2に定める額

(2) 第4条第2号に規定する施設を利用する場合は、別表第3に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 第1項ただし書の場合における利用料金の額は、別表に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 11 条 町長は、特に必要があると認めるときは利用料金を減額し又は免除することができる。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、前条に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第 12 条 体験施設の管理を第 3 条第 1 項に規定する指定管理者が行う場合においては、第 5 条第 1 項、同条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 1 項、同条第 2 項、第 9 条及び第 10 条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月をこえない範囲内で、規則で定める日から施行する。

(平成 3 年規則第 8 号で平成 3 年 6 月 15 日から施行)

附 則(平成 4 年 3 月 18 日条例第 9 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の次に加える第 10 条の改正規定は、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 12 月 26 日条例第 26 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 18 日条例第 20 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 10 月 24 日条例第 14 号)

この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 18 日条例第 5 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 7 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた届出、申込みその他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月27日から適用する。

附 則(平成26年3月19日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

施設名	使用区分	利用料金	松田町内在住・ 在勤者利用料金
ドッグラン場	3歳以上	500円	100円
	18歳以上	700円	200円

別表第2(第10条関係)

施設名	使用区分	利用料金	松田町内在住・ 在勤者利用料金
ドッグラン場	犬 1頭	1,500円	300円
駐車場	大型車	2,000円	1,500円
	上記車両以外	1,000円	500円

別表第3(第10条関係)

施設名	使用区分	利用料金
体験実習館食事施設	1か月	34,200円
体験実習館体験施設	1か月	28,500円